

常滑地区の色彩ガイドライン

常滑地区では、地区計画に基づき緑豊かで潤いのある美しいまちづくりを進めています。

色彩についても街並みの美観において重要な要素となるため、地区計画のなかで定めをしていますが、本冊子は、その背景となる色彩誘導の基本的な考え方と具体的な基準について説明したものです。

本冊子を手引きとして、色彩面においても調和のとれた美しい街並み形成に努めていただくようお願いものです。

1

常滑地区における街並みの色彩の基本方針

・常滑地区における街並みの色彩の基本方針は以下の通りです。

①自然界の彩りを引き立てる色彩計画とする

・地区内及び周辺の豊かで繊細な自然の彩りを損なわないよう、建物の外装色は中低彩度を基調とした色彩とする。

②立地や地形条件を考慮した色彩計画とする

・本地区の地形条件から建物の屋根が街並みの印象に大きく影響を与える要素となるため、屋根の色彩には特に留意し、彩度を抑えた色彩を誘導する。

③常滑や本地区の地域性を反映させた色彩計画とする

・郊外の陶芸文化ゾーンとして、やきものの色（アースカラー）を地域色として活かしたり、地区内の既存建物との色彩のなじみにも配慮する（赤～黄系の色彩の活用）。

④ニュータウンの若々しさや生き生きした表情を生み出す色彩計画とする

・ニュータウンとして、活気や賑わいを演出するゾーン（幹線道路沿道等）では、相対的に幅の広い色彩利用とする。

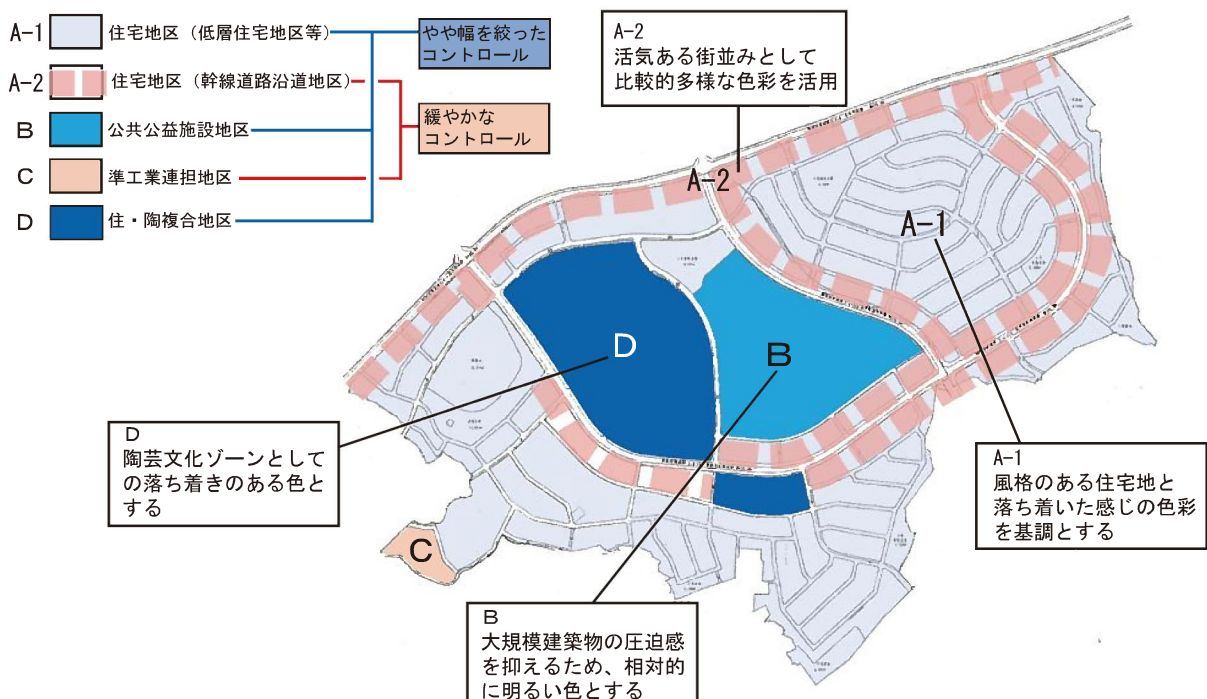
2

ゾーン別色彩誘導方針

常滑地区の各場所の性格によって、色彩誘導を緩やかにするゾーンと、比較的色彩の幅を絞って誘導するゾーンとに区分しています。

新しい陶芸文化のまちを目指す「住・陶複合地区」や優れた街並み形成を先導する「公共公益施設地区」、及び落ち着いた雰囲気の家並みが期待される「住宅地区」（幹線道路沿道地区は除く）は比較的色彩の幅を絞った色彩誘導を行います。

一方、賑わいや活気あふれる街並みが期待される「幹線道路沿道地区」や既存の建物が比較的多い「準工業連担地区」では比較的色彩の幅を広く利用を想定しています。



色彩の表示方法

<マンセル表色系について>

このガイドラインでは色を色相、明度、彩度の3つの要素で表現するマンセル表色系を使用しています。

【色相】

色味のこと、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10色相から成ります。更にこの10色相をその色味の度合いによって10等分に区分し0から10の数字を組み合わせて表現します。

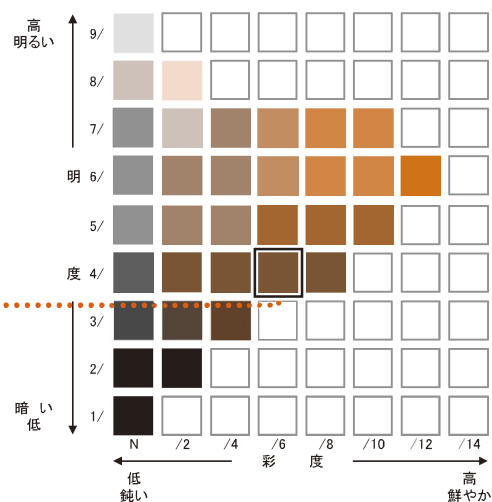
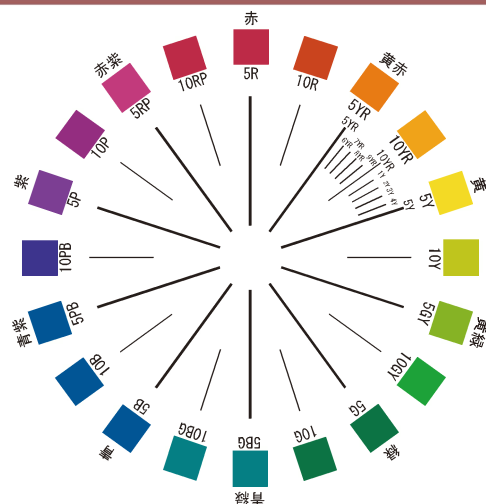
【明度】

色の明るさの度合いを示し、0から10までの数値で表現します。数字が大きくなるほど明るくなります。

【彩度】

色の鮮やかさの度合いを示し、0から15程度までの数値で表現します。数字が大きくなるほど鮮やかな色になります。

例えば、色相が5YR、明度4、彩度6の色  は「5YR4/6」と表現します。



<グラフによる色の表現>

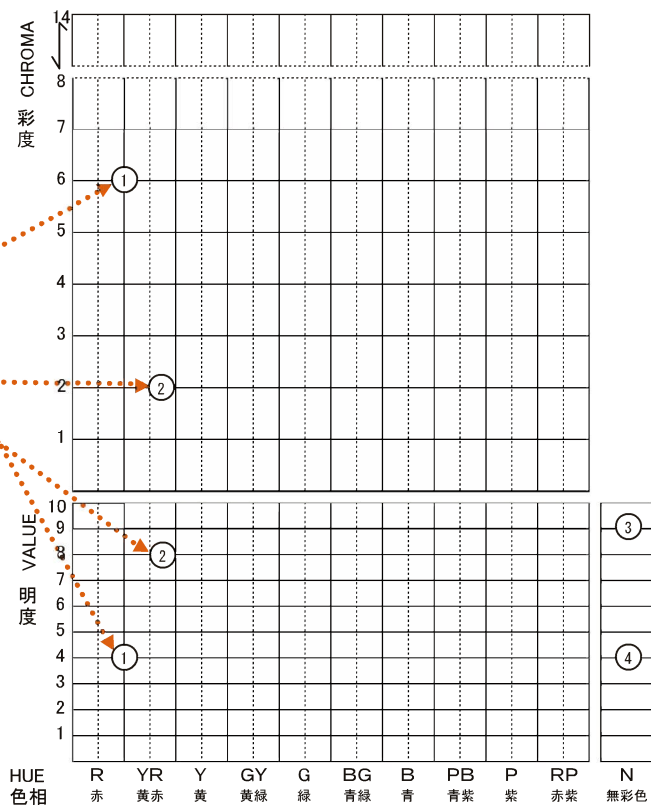
上記のマンセル表色系に基づき、対象物の色や基準となる色の使用範囲を2つのグラフ（色相 × 彩度と色相 × 明度）の組み合わせで表現します。たとえば下の写真の建物の外壁や屋根の色彩は右のようにグラフ上に位置づけることができます。



-  外壁上部 (10R4/6) ①
-  外壁下部 (7.5YR8/2) ②



-  外壁 (N9) ③
-  屋根 (N4) ④



色彩誘導の対象と手順

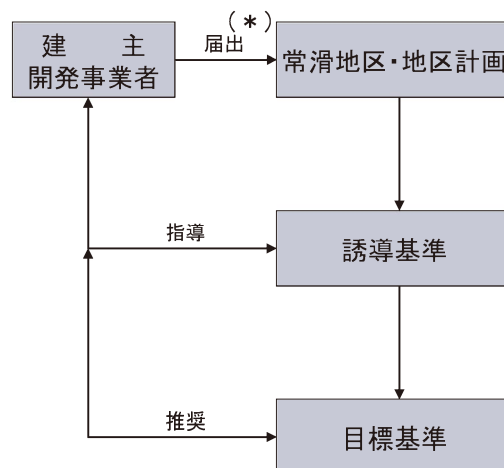
< 2段階の色彩誘導基準 >

色彩誘導においては、地区計画に基づき最低限守るべき「誘導基準」と、より魅力ある美しい街並みを形成するための望ましい基準である「目標基準」を定めています。

< 色彩誘導の対象 >

戸外から望見される建物の外壁や屋根、へい等の工作物、敷地内の外構（舗装材）等が色彩誘導の対象になります。

看板や、太陽光発電パネル等は適用除外とし、サッシの枠やバルコニーの手摺等に用いるアクセントカラーについては事前協議の対象となります。



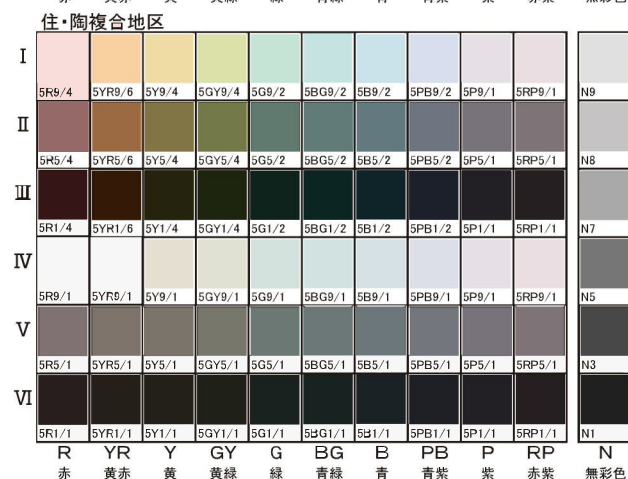
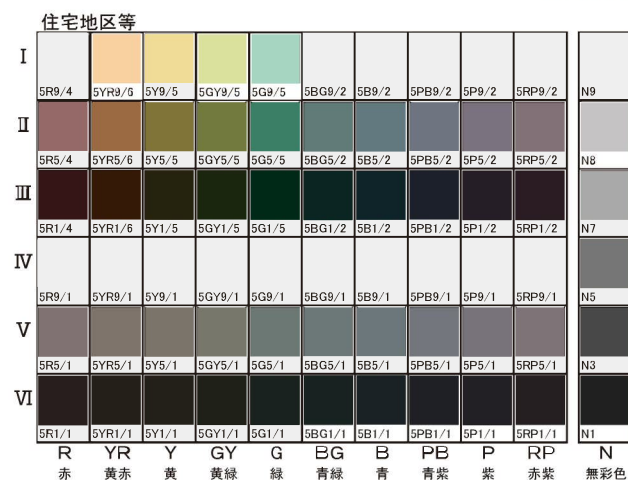
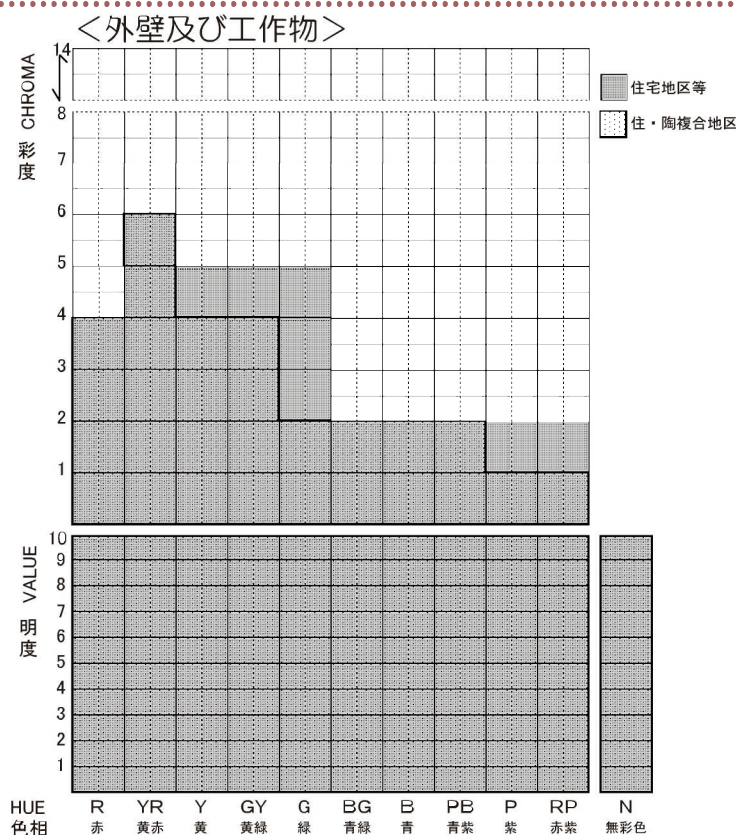
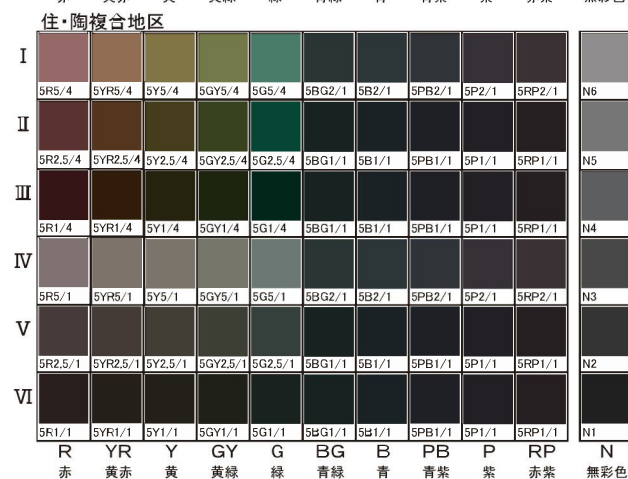
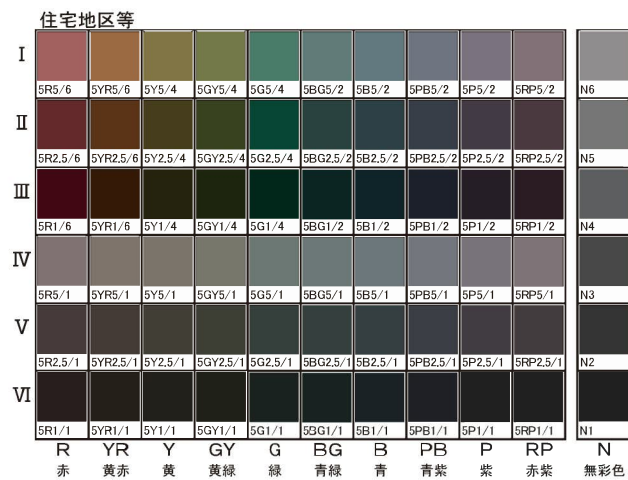
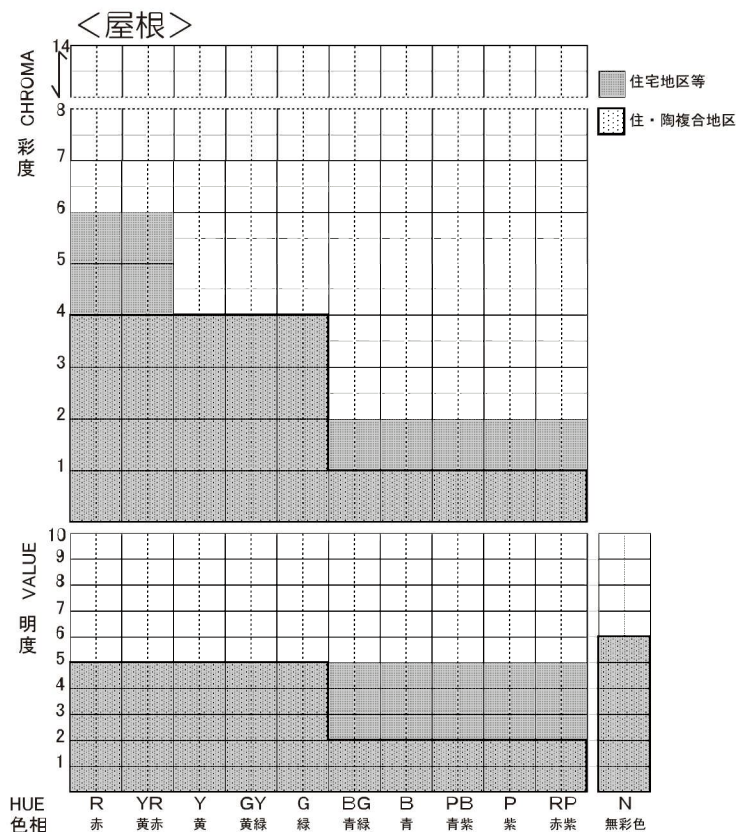
	誘導対象	事前協議対象	適用除外
誘導基準	建物の屋根、外壁、へい等の工作物	サッシの枠、バルコニーや外部階段等の手摺、建物のエッジ等にアクセントカラーを使用する場合	看板 木材や石材等の自然素材 屋上緑化、壁面緑化、太陽光発電パネル等、環境に配慮した材料、設備
目標基準	建物の屋根、外壁、へい等の工作物、外構の舗装材		

*建築物等の工事着手日の30日前までに届出が必要です。

色彩誘導基準

常滑地区計画に基づき、住宅地区等（A～C）と住・陶複合地区（D）に区分し、下表に示す基準の範囲内で色彩の使用をお願いします。建物の屋根と外壁及び工作物が色彩誘導の対象となります。

		住宅地区等(A～C)	住・陶複合地区(D)
地区計画における色彩誘導の内容		・建築物の屋根、外壁及び戸外から望見される部分の色彩については、落ち着いた色とすること。	・建築物の屋根、外壁及び戸外から望見される部分の色彩については、黒色や茶褐色、灰色等落ち着いた色合いとすること。
具体的基準	屋根	N : 明度 6 以下	N : 明度 6 以下
		R～YR : 彩度 6 以下、明度 5 以下	R～G : 彩度 4 以下、明度 5 以下
		Y～G : 彩度 4 以下、明度 5 以下	BG～RP : 彩度 1 以下、明度 2 以下
		BG～RP : 彩度 2 以下、明度 5 以下	
	外壁及び工作物	N : 制限なし	N : 制限なし
		R : 彩度 4 以下	R : 彩度 4 以下
		YR : 彩度 6 以下	YR : 彩度 6 以下
		Y～G : 彩度 5 以下	Y～GY : 彩度 4 以下
		BG～RP : 彩度 2 以下	G～PB : 彩度 2 以下
		※明度は制限なし	P～RP : 彩度 1 以下
			※明度は制限なし



*右に示す色見本は左のグラフで示される使用範囲のうち、各色相ごとに、
Iは最高彩度と最高明度、Ⅲは最高彩度と最低明度、Ⅳは最低彩度と最高明度、Ⅵは最低彩度と最低明度の組み合わせた色を示し、ⅡはIとⅢの色の明度が中間の色を、ⅤはⅣとⅥの色の明度が中間の色を示しています。
(但し、印刷における色味の識別限界から、最高明度は9を、最低明度と最低彩度は1を採用しました。)

*印刷の色は実際の色とは異なるので、マンセル値を参考にして下さい。

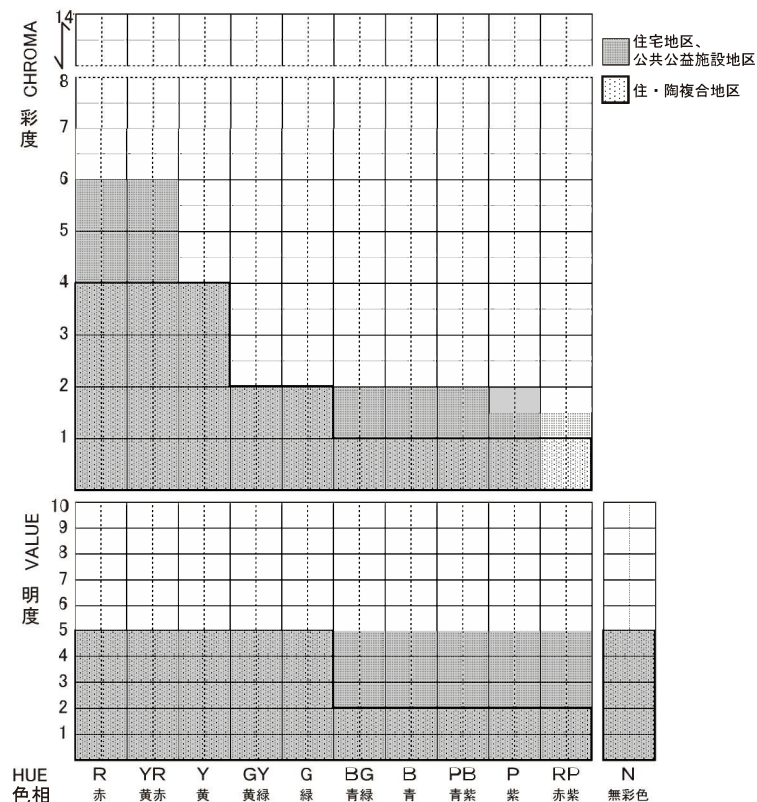


色彩目標基準

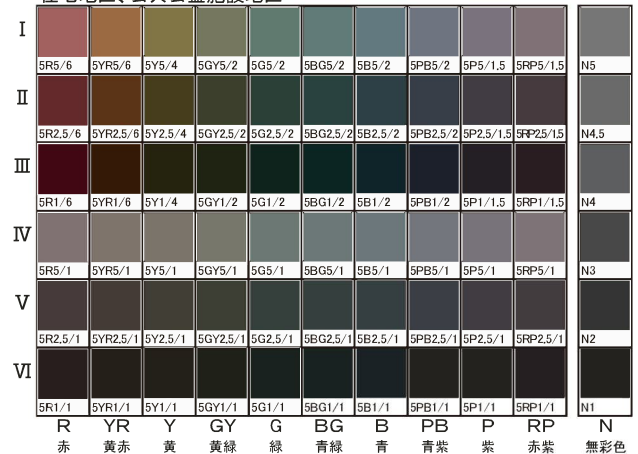
目標基準の対象地区は、幹線道路沿道を除く住宅地区（A-1）、公共公益施設地区（B）、住・陶複合地区（D）とし、誘導対象項目は「屋根」「外壁及び工作物」に加えて外構の「舗装材」とします。色相は限定しないで、明度と彩度の組み合わせを一定の範囲で絞り込んだ配色に誘導する考え方を採り入れています。

	住宅地区（A-1）	公共公益施設地区（B）	住・陶複合地区（D）
考え方	・低彩度の色、及びR～Y系の中彩度の色を基調とする。	・低彩度の色、及びR～Y系の中彩度かつ高明度の色を基調とする。	・低彩度の色、及びR～Y系の中彩度かつ低明度の色を基調とする。
具体的基準	屋根 N : 明度 5 以下 R～YR : 彩度 6 以下、明度 5 以下 Y : 彩度 4 以下、明度 5 以下 GY～PB: 彩度 2 以下、明度 5 以下 P～RP: 彩度 1.5 以下、明度 5 以下	同左	N : 明度 5 以下 R～Y : 彩度 4 以下、明度 5 以下 GY～G : 彩度 2 以下、明度 5 以下 BG～RP: 彩度 1 以下、明度 2 以下
	外壁及び工作物 N : 明度 4 以上 R : 彩度 4 以下、明度 4 以上 YR: 彩度 6 以下、明度 4 以上 Y : 彩度 5 以下、明度 4 以上 GY～PB: 彩度 2 以下、明度 4 以上 P～RP: 彩度 1.5 以下、明度 4 以上	N : 明度 4 以上 R : 彩度 2 以下、明度 4 以上 (L) 彩度 2.1～4、明度 6 以上 (M1) YR: 彩度 2 以下、明度 4 以上 (L) 彩度 2.1～6、明度 6 以上 (M1) Y : 彩度 2 以下、明度 4 以上 (L) 彩度 2.1～5、明度 6 以上 (M1) GY～PB: 彩度 2 以下、明度 4 以上 (L) P～RP: 彩度 1.5 以下、明度 4 以上 (L)	N : 明度 8 以下 R : 彩度 2 以下、明度 8 以下 (L) 彩度 2.1～4、明度 6 以下 (M2) YR: 彩度 2 以下、明度 8 以下 (L) 彩度 2.1～6、明度 6 以下 (M2) Y : 彩度 2 以下、明度 8 以下 (L) 彩度 2.1～4、明度 6 以下 (M2) GY～PB: 彩度 2 以下、明度 8 以下 (L) P～RP : 彩度 1 以下、明度 8 以下 (L)
	舗装 N : 制限なし R～Y : 彩度 6 以下、明度 3 以上 GY～G : 彩度 4 以下、明度 3 以上	同左	同左

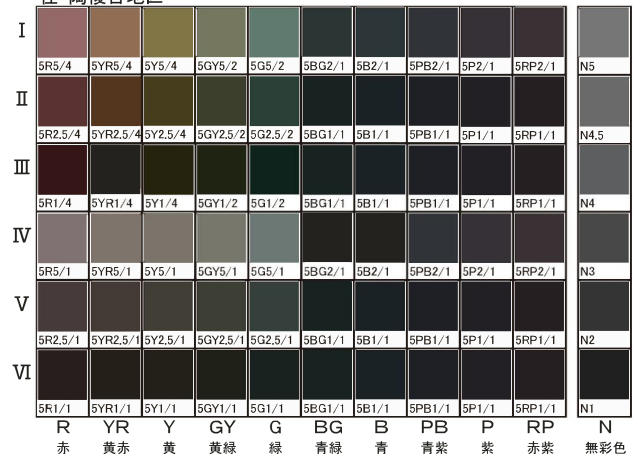
<屋根>



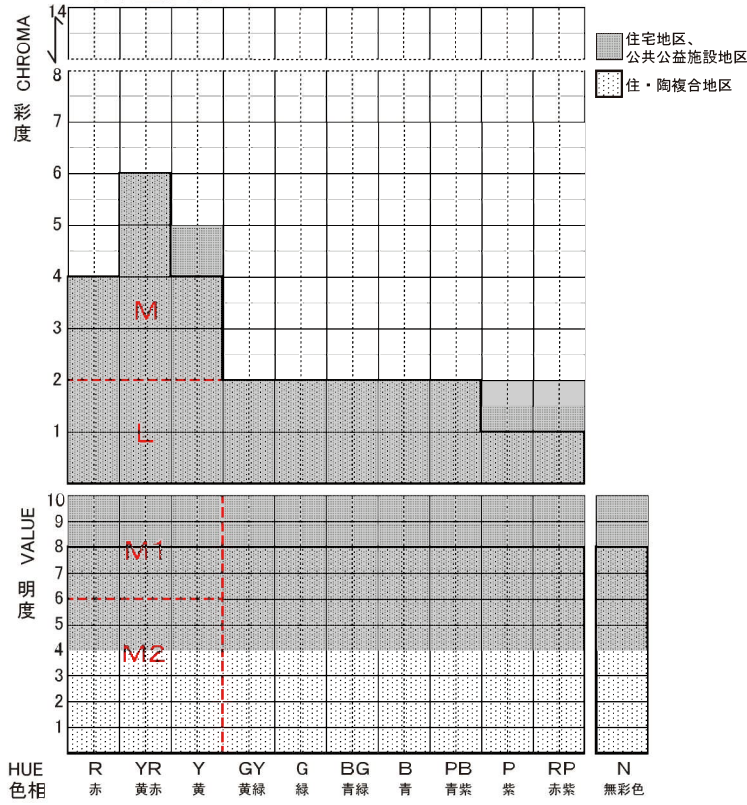
住宅地区、公共公益施設地区



住・陶複合地区

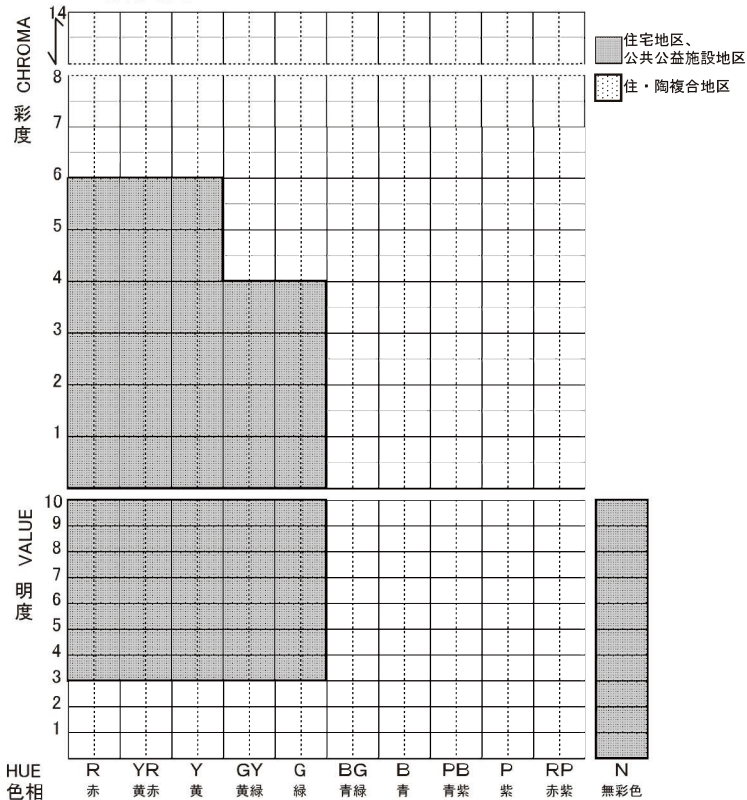


＜外壁及び工作物＞



*Mは中彩度色、うちM1は中高明度色、M2は低中明度色を指し、
Lは低彩度色を指す。
--- は各々の色の領域界を示す。

＜舗装材＞



住宅地区



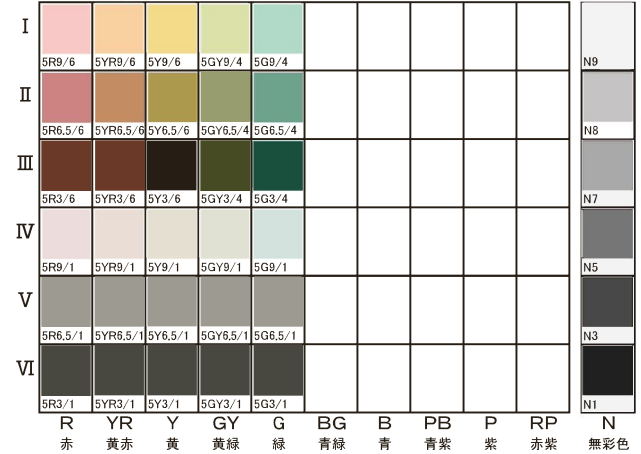
公共公益施設地区



住・陶複合地区



三地区共通



色彩計画・色彩デザインの事例



・統一感のある色彩の建物群による街並みの例



・歩道と一体感のある色彩の外構例



・緑化屋根とソーラーパネル（適用除外の例）



・アクセントカラーの例
（エントランスの支柱）



・アクセントカラーの例
（切妻屋根の破風板）

お問い合わせ先 常滑市役所 都市計画課

TEL 0569-35-5111（代表）